

奈良県広域水道企業団王寺事務所 郵便入札の手引

奈良県広域水道企業団王寺事務所

1. 趣旨

この手引は、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）について、必要な事項を定めるものです。

2. 郵便入札とは

郵便により入札書を提出する入札方法をいいます。

3. 入札への参加方法

（1）郵送の方法

「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかにより、王寺事務所に郵送してください。普通郵便、特定記録郵便、メール便等書留以外の方法により送付されたものは無効とします。また、持参での提出は認めません。

（2）費用

郵便入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とします。

4. 封筒の記載方法及び封入書類について

封筒には、下記の通り記載したうえ、書類等を封入し、糊でしっかり封かんし、王寺町の入札参加資格申請時に登録された使用印鑑で封印をしなければなりません。

ん。記載事項等に誤りがあった場合、封入した書類に誤りがあった場合は無効とします。

ア) 必須記載事項

【外封筒必須記載事項】

- ① 宛先 〒 6 3 6 - 0 0 0 2
 王寺町王寺2丁目1-18 やわらぎ会館2階
 奈良県広域水道企業団 王寺事務所 宛
- ② 商号又は名称
- ③ 住所
- ④ 代表者職・氏名 押印（入札参加資格申請時に登録された使用印鑑）
- ⑤ 入札書在中の記載（朱書）
- ⑥ 一般書留又は簡易書留の記載（朱書）
- ⑦ 入札案件名（工事名、商品名、役務名等）の記載
- ⑧ 入札執行日

＜封入書類＞

- ・ 1回目入札書在中封筒
- ・ 2回目入札書在中封筒

【内封筒必須記載事項】

- ① 入札回数の記載（朱書）
- ② 入札書在中の記載（朱書）
- ③ 入札案件名（工事名、商品名、役務名等）の記載
- ④ 入札執行日
- ⑤ 商号又は名称
- ⑥ 住所
- ⑦ 代表者職・氏名 押印（入札参加資格申請時に登録された使用印鑑）

＜封入書類＞

- ・ 入札書
- ・ 工事費内訳書（建設工事にかかる入札の場合のみ）

5. 入札書の提出期限

入札書は、入札締切日までに王寺事務所に到着していなければなりません。この日時に、王寺事務所に郵送されていないものについては無効とします。（例：入札締切日が令和7年6月30日（月）の場合、令和7年6月30日（月）までに郵送され、王寺事務所か王寺町役場の受付印がされているもの。）

6. 入札書の引換え等の禁止

1度提出された入札書の引換え、変更又は取消しはできません。また、同じ入札案件において2通以上の郵便で入札書を送付した場合は、全て無効とします。

7. 開札の執行

郵便入札の執行は、開札執行の日時及び場所において、郵便入札参加者に代わって、奈良県広域水道企業団職員と入札通知日においてくじで任命された立会者を立ち会わせて行います。

8. 最低の価格での入札をした者が2者以上あるときの落札者等の決定方法

落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）となるべき最低の価格での入札をした者が2者以上の場合は、別紙「郵便入札におけるくじによる抽選方法」にしたがって、落札者等を決定します。

9. 入札について

【提出方法】

- ① 1回目の入札書を封入した内封筒を作成し1回目と朱書きし、2回目の入札書を封入した内封筒を作成し2回目と朱書きしてください。また、上記4に示した内封筒の必須記載事項をそれぞれの内封筒に記載してください。

※ 1回目の入札書、2回目の入札書ごとに必ず内封筒を分け、1つの内封筒に複数の入札書を絶対に入れないでください。

- ② ①で作成した2通の内封筒を、必ずまとめて1つの外封筒に入れ郵送してください。それぞれバラバラに郵送された場合は全て無効になります。

- ③ 内封筒、外封筒には、それぞれ上記４の必須記載事項を必ず記載し、封入書類を封入して送付してください。記載事項や封入書類に誤りがあった場合、１つの内封筒に２以上の入札書を封入した場合は全て無効となります。

※ ２回目の入札において応札できない場合は、入札書の金額欄に辞退と記載して内封筒に封入してください。

１０．入札辞退について

入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに入札辞退届を書面で奈良県広域水道企業団王寺事務所に提出してください。ただし、入札書送付後の入札辞退は認めません。

１１．入札結果の通知

落札者等を決定したときは、速やかに該当者に電話で連絡をします。また、開札執行日の翌々日以降に奈良県広域水道企業団ホームページ等により結果を公表します。

１２．入札の延期、中止及び取消し

郵便入札において、郵便事情等により事故が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消します。

１３．入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効または失格とします。なお、この場合の入札書等は返却しません。

- (１) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (２) １つの入札について、同一の者が２通以上の入札書を提出した入札
- (３) 入札書を直接奈良県広域水道企業団王寺事務所に持参するなど書留郵便の方法によらない又は期限までに入札書が到達しなかった入札
- (４) 封筒に指定された事項が記載されていない又は指定された事項以外の事項が記載されている入札

- (5) 封筒に記載された工事名等と同封された入札書に記載された工事名等が異なる入札
- (6) 入札書の入札金額を訂正し、または重要な部分が誤脱し、もしくは判読しがたい入札
- (7) 入札者の印の押印のない又は印影が不明瞭な入札
- (8) 工事費内訳書に記載されている積算価格と入札書の入札金額が一致していない入札
- (9) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (10) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (11) 事前公表された予定価格から、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除いた額（以下「入札書比較価格」という。）を上回る価格の入札
- (12) 事前に配置予定技術者等の提示を求めている入札において、提示された者が建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する専任義務等を果たすことができないおそれがあると認められる入札
- (13) その他入札執行者が失格と認めた入札

郵便入札用封筒の記入について

○外封筒表面の記載について

【必須記載事項】

- ①宛先 〒636-0002
王寺町王寺2丁目1-18 やわらぎ会館2階
奈良県広域水道企業団 王寺事務所 宛
- ②商号又は名称
- ③住所
- ④代表者職・氏名 押印（入札参加資格申請時に登録された使用印鑑）
- ⑤入札書在中の記載（朱書）
- ⑥一般書留又は簡易書留の記載（朱書）
- ⑦入札案件名（工事名、商品名、役務名等）の記載
- ⑧入札執行日

※外封筒の糊付け箇所（継ぎ目）にも押印して厳封してください。

※必須記載事項の記載方法に誤りがあった場合は入札を無効としますので注意してください。

<封入書類>

- ・1回目入札書在中封筒
- ・2回目入札書在中封筒

(封筒表面記入例)

① 〒636-0002 王寺町王寺2丁目1-18 やわらぎ会館2階 奈良県広域水道企業団 王寺事務所 宛	⑥ 簡易書留
⑤ 入札書在中	② ○○株式会社 ③ ○○県○○郡○○町○○番地 ④ 代表取締役 ○○ ○○ 印
⑦ ○○○○○○	
⑧ 令和○年○月○日	

朱書

押印

○内封筒表面の記載について

【必要記載事項】

- ①入札回数の記載（朱書）
- ②入札書在中の記載（朱書）
- ③入札案件名（工事名、商品名、役務名等）の記載
- ④入札執行日
- ⑤商号又は名称
- ⑥住所
- ⑦代表者職・氏名 押印（入札参加資格申請時に登録された使用印鑑）

※内封筒の糊付け箇所（継ぎ目）にも押印して厳封してください。

※必須記載事項の記載方法に誤りがあった場合は入札を無効としますので注意してください。

<封入書類>

- ・入札書
- ・工事費内訳書（建設工事にかかる入札の場合のみ）

（封筒表面記載例）

① 1回目

③ ○○○○○○

④ 令和○年○月○日

② 入札書在中

⑤ ○○株式会社

⑥ ○○県○○郡○○町○○番地

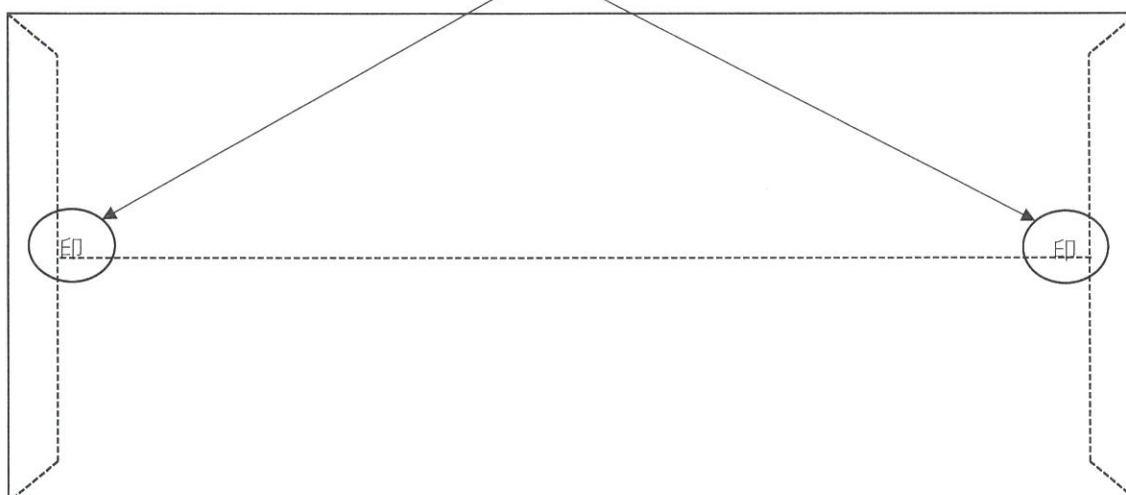
⑦ 代表取締役 ○○ ○○ 印

朱書

押印

○封筒裏面の記載について（外封筒、内封筒共通）

糊でしっかり封かんし、入札参加資格申請時に登録された使用印鑑で封印してください。



※外封筒、内封筒ともに糊付け箇所（継ぎ目）にも押印して厳封してください。

※押印漏れがあった場合は入札を無効としますので注意してください。

(別紙)

郵便入札におけるくじによる抽選方法

郵便入札において、開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上の場合、下記の方法により落札者を決定する。

1. くじ番号の付与

開札の結果、落札となるべき同価の入札書類の郵送に用いられた書留郵便に付された「お問い合わせ番号」(以下「書留番号」という。)(11桁)の下3桁の小さいものから順に「くじ番号」(0、1、2・・・)を付与する。(※下3桁が同一の場合は、下4桁目以降高い桁の数字を順次参照し決する。)

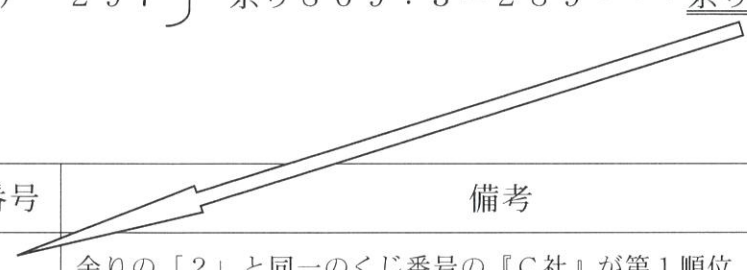
業者名	書留番号	書留番号の下3桁	くじ番号
A社	***-**-03428-1	281	0
B社	***-**-13229-1	291	1
C社	***-**-24629-7	297	2

2. 落札者(候補者)の決定

- (1) 書留番号の下3桁の数字を合計し、その合計額を同額入札者の数で除算し、余りを算出する。
- (2) (1)で算出した余りの数と、上記1で付与したくじ番号が同一の入札参加者を落札者(事後審査型等の場合は、第1順位の落札候補者)とする。
- (3) 事後審査型等の入札において、第2順位及び第3順位の者を決定する場合は、第1順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を第2順位とし、第2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を第3順位とする。

A社（書留番号下3桁） 2 8 1
 B社（書留番号下3桁） 2 9 1
 C社（書留番号下3桁） 2 9 7

合計 $281 + 291 + 297 = 869$
 余り $869 \div 3 = 289 \dots \underline{\underline{2}}$



順位	業者名	くじ番号	備考
1位	C社	2	余りの「2」と同一のくじ番号の『C社』が第1順位
2位	A社	0	$2 + 1 = 「3」$ のくじ番号が存在しないのでくじ番号「0」の『A社』
3位	B社	1	$0 + 1 = 「1」$ と同一のくじ番号の『B社』